

第76回 定時株主総会 招集ご通知



2025年6月24日（火曜日）
午前10時



東京都港区芝公園一丁目5番10号
芝パークホテル 2階 ローズ

●決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役7名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件



世纪東急工業株式会社

証券コード：1898

株主総会にご出席いただけない場合

インターネット等または書面により議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使期限

2025年6月23日（月曜日）午後6時

株 主 各 位

証券コード 1898
2025年6月6日
(電子提供措置の開始日 2025年5月30日)

東京都港区芝公園二丁目9番3号
世紀東急工業株式会社
取締役社長 平 喜一

第76回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第76回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しております。

【当社ウェブサイト】

<https://www.seikitokyu.co.jp/ir/shareholders/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



当社名「世紀東急工業」または証券コード「1898」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認ください。

【株主総会ポータル®（三井住友信託銀行）】

<https://www.soukai-portal.net> ※QRコードは議決権行使書用紙に記載しております。

議決権行使書用紙にあるQRコードを読み取るか、上記URLからアクセスいただき、議決権行使書用紙に記載のログインID・パスワードをご入力ください。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等または書面により議決権行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年6月23日（月曜日）午後6時までに議決権行使してくださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2025年6月24日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区芝公園一丁目5番10号
芝パークホテル 2階 ローズ

3. 目的 事項

報告事項

- 第76期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 第76期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役7名選任の件

第3号議案 監査役1名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

- インターネット等と書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。また、インターネット等によって複数回議決権を行使された場合は、最後の行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。
- ご返送いただいた議決権行使書において、各議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を、会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。
 - ◎書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令および当社定款の規定に基づき、事業報告の「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」および計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」を記載しておりません。なお、監査役および会計監査人はこれらの事項を含む監査対象書類を監査しております。
 - ◎本総会の決議結果は、書面による決議通知のご送付に代えて、本総会終了後、当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

以下のいずれかの方法にて、議決権行使くださいますようお願い申し上げます。

インターネットにより議決権行使いただく場合



インターネットにより議決権行使される場合には、次ページの手順をご参照のうえ、各議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2025年6月23日（月曜日）午後6時受付分まで

書面の郵送により議決権行使いただく場合

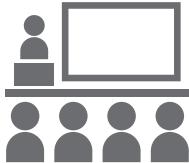


各議案の賛否を議決権行使書用紙にご記入のうえ、ご返送ください。
議決権行使書用紙に議案に対する賛否が表示されていない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

2025年6月23日（月曜日）午後6時到着分まで

株主総会にご出席いただく場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時

2025年6月24日（火曜日）午前10時

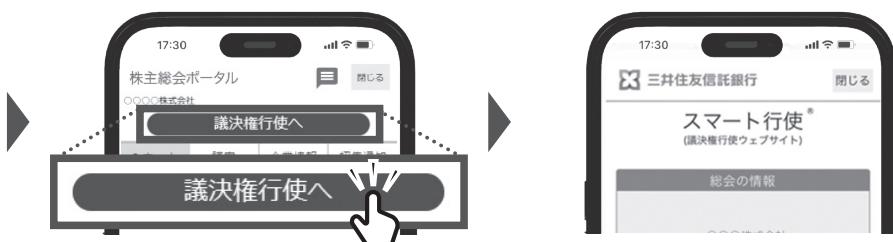
機関投資家の皆様へ

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

インターネットによる 議決権行使方法のご案内

インターネット行使期限
2025年6月23日（月）午後6時まで

スマートフォン等による議決権行使方法

- ① 議決権行使書用紙に記載のQRコード[®]を読み取ります。
 - ② 株主総会ポータル[®]トップ画面から「議決権行使へ」ボタンをタップします。
 - ③ スマート行使[®]トップ画面が表示されます。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- 
- ※QRコードは株式会社 横濱デジタルソリューションズの登録商標です。

PC等による議決権行使方法

以下のURLより議決権行使書用紙に記載のログインID・パスワードをご入力のうえアクセスしてください。ログイン以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会ポータルURL ▶ <https://www.soukai-portal.net>

議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。 ▶ <https://www.web54.net>

ご注意事項

- 一度議決権を使用した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。
- インターネットと書面により重複して議決権行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものといたします。また、インターネットによって複数回議決権行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

お問い合わせ

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル

0120-652-031
(受付時間 9時～21時)



ぜひQ&Aも
ご確認ください。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、持続的成長に向けた経営基盤の強化および収益力の維持・向上を図りつつ、当期の業績、財務内容、今後の経営環境等を総合的に勘案しながら、安定的・継続的な配当の実施に努めることを基本方針とし、また、現行の「中期経営計画（2024-2026年度）」では、資本効率と財務健全性のバランスを重視しながら、中長期的に安定的かつ積極的な配当を透明性をもって実現していくために、株主還元指標を「DOE〔純資産配当率〕6%を目標（2025年3月期についてはDOE8%を目標）」と定めております。

これらの方針に基づき検討いたしました結果、当期の期末配当につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき 金45円

総額 1,647,408,015円

なお、中間配当金として1株につき45円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株につき90円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年6月25日

(ご参考) 配当金等の推移

	第73期 (2022年3月期)	第74期 (2023年3月期)	第75期 (2024年3月期)	第76期(当連結会計年度) (2025年3月期)
1株当たり配当金(円)	30	30	90	90
連結配当性向(%)	35.4	97.6	119.7	84.5
DOE(純資産配当率)(%)	2.9	2.8	8.2	8.0

第2号議案 取締役7名選任の件

現在の取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏 名	現在の当社における地位および担当	当事業年度の取締役会出席回数
1	平 喜一 再任	代表取締役社長 社長執行役員	14回／14回 (100%)
2	石田 和士 再任	代表取締役 専務執行役員 管理本部長	14回／14回 (100%)
3	樋木 裕治 再任	取締役 専務執行役員 事業推進本部長	14回／14回 (100%)
4	川野 隆紀 再任	取締役 常務執行役員 管理本部副本部長兼財務部長	10回／11回 (91%)
5	清水 令奈 再任 社外取締役候補者 独立役員	取締役	14回／14回 (100%)
6	小町谷 育子 再任 社外取締役候補者 独立役員	取締役	10回／11回 (91%)
7	松本 仁 新任 社外取締役候補者 独立役員	—	—

(注) 当事業年度の取締役会出席回数に関し、川野隆紀、小町谷育子の両氏につきましては、2024年6月21日の就任後に開催された取締役会を対象としております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
1	<p style="text-align: center;">た い ら よ し か ず 平 喜 一 (1961年11月23日生)</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</p> <p>在任年数（本総会終結時） 8年</p> <p>取締役会への出席状況 14回／14回（100%）</p> <p>所有する当社の株式の数 69,528株</p>	<p>1984年4月 当社入社 2011年4月 当社執行役員 2011年4月 当社事業推進本部関東支店長兼東京支店長 2015年4月 当社常務執行役員 2017年4月 当社事業推進本部副本部長兼工務部長 2017年6月 当社取締役 2019年4月 当社代表取締役社長（現） 2019年4月 当社社長執行役員（現）</p> <p>『取締役候補者とした理由』 入社以来、主に工事部門に従事し、工事部門の事業運営について豊富な経験と幅広い知見を有しており、事業部門全体の統括を経て、現在は取締役社長として当社の経営にあたっております。これらの経験・知識を活かし、今後も企業価値の向上に向け、当社経営を担うことが期待されることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>
2	<p style="text-align: center;">い し だ か づ し 石 田 和 士 (1961年8月10日生)</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</p> <p>在任年数（本総会終結時） 6年</p> <p>取締役会への出席状況 14回／14回（100%）</p> <p>所有する当社の株式の数 35,896株</p>	<p>1985年4月 当社入社 2013年4月 当社内部統制推進部長 2018年4月 当社執行役員 2019年4月 当社常務執行役員 2019年4月 当社管理本部長兼経営企画部長 2019年6月 当社取締役 2022年4月 当社サステナブル経営戦略プロジェクトリーダー 2023年4月 当社専務執行役員（現） 2023年6月 当社代表取締役（現） 2024年4月 当社管理本部長（現）</p> <p>『取締役候補者とした理由』 入社以来、主に、事務管理、コンプライアンス、内部統制部門に従事し、当社の経営・管理全般に関する豊富な経験と幅広い知見を有しております、現在は専務執行役員として当社の管理部門を統括しております。これらの経験・知識を活かし、今後も企業価値の向上に向け、当社経営を担うことが期待されることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
3	<p>おおてき ゆうじ 櫻木 裕治 (1964年5月1日生)</p> <p>再任</p> <p>在任年数（本総会終結時） 4年</p> <p>取締役会への出席状況 14回／14回（100%）</p> <p>所有する当社の株式の数 27,797株</p>	<p>1988年4月 当社入社 2016年4月 当社九州支店長 2017年4月 当社執行役員 2020年4月 当社事業推進本部工務部長 2021年4月 当社常務執行役員 2021年4月 当社事業推進本部副本部長 2021年6月 当社取締役（現） 2023年6月 当社事業推進本部長（現） 2023年6月 当社働き方改革プロジェクトリーダー¹ 2025年4月 当社専務執行役員（現）</p> <p>『取締役候補者とした理由』 入社以来、主に工事部門に従事し、工事部門の事業運営について豊富な経験と幅広い知見を有しており、現在は、専務執行役員として当社の事業部門全体を統括しております。これらの経験・知識を活かし、今後も企業価値の向上に向け、当社経営を担うことが期待されることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>
4	<p>かわの たかのり 川野 隆紀 (1965年12月29日生)</p> <p>再任</p> <p>在任年数（本総会終結時） 1年</p> <p>取締役会への出席状況 10回／11回（91%）</p> <p>所有する当社の株式の数 4,477株</p>	<p>1989年4月 当社入社 2017年6月 当社管理本部財務部長（現） 2023年4月 当社執行役員 2024年4月 当社常務執行役員（現） 2024年4月 当社管理本部副本部長（現） 2024年6月 当社取締役（現）</p> <p>『取締役候補者とした理由』 入社以来、主に、情報システム、財務部門に従事し、当社の経営・管理全般に関する豊富な経験と幅広い知見を有しており、現在は、常務執行役員として当社の管理本部副本部長、財務部長を務めております。これらの経験・知識を活かし、今後も企業価値の向上に向け、当社経営を担うことが期待されることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
5	<p>し　み　ず　れ　な 清水令奈 (1973年7月3日生)</p> <p>再任</p> <p>社外取締役候補者</p> <p>独立役員</p> <p>在任年数（本総会終結時） 5年</p> <p>取締役会への出席状況 14回／14回（100%）</p> <p>所有する当社の株式の数 1,193株</p>	<p>1996年4月 株式会社リクルートコスモス入社 2002年1月 マンパワー・ジャパン株式会社入社 2008年1月 株式会社コーチ・エイ入社 2010年6月 清水令奈事務所開設 2012年2月 株式会社CHANCE for ONE設立 2012年2月 同社代表取締役社長（現） 2020年6月 当社取締役（現）</p> <p>[重要な兼職の状況] 株式会社CHANCE for ONE代表取締役社長</p> <p>『社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要』 女性活躍推進に関する専門家として、また企業経営者として、企業や地方自治体でのコンサルティング、講演など多岐にわたる活動をされており、その豊富な経験と幅広い知見に基づき、今後とも独立した立場から当社の業務執行を適切に監督いただくほか、ダイバーシティはじめ、経営全般にわたり有益な指導・助言をいただけるものと判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>
6	<p>こ　ま　ち　や　い　く　こ 小町谷育子 (1963年7月7日生)</p> <p>再任</p> <p>社外取締役候補者</p> <p>独立役員</p> <p>在任年数（本総会終結時） 1年</p> <p>取締役会への出席状況 10回／11回（91%）</p> <p>所有する当社の株式の数 0株</p>	<p>1996年4月 弁護士登録 1996年4月 原田綜合法律事務所入所 2002年5月 ニューヨーク州弁護士登録 2006年4月 東京簡易裁判所民事調停委員 2011年4月 最高裁判所司法研修所民事弁護教官 2017年8月 日本弁護士連合会事務次長 2021年4月 放送倫理・番組向上機構放送倫理検証委員会委員長（現） 2021年7月 法律事務所Legal i プラス設立（現） 2024年6月 当社取締役（現）</p> <p>[重要な兼職の状況] 弁護士 東亞合成株式会社 社外取締役（監査等委員）</p> <p>『社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要』 弁護士として、企業法務やコンプライアンス等に関する高度な知識と豊富な経験を有しており、その専門的見地と高い見識に基づき、今後とも独立した立場から当社の業務執行を適切に監督いただくほか、経営全般にわたり有益な指導・助言をいただけるものと判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
7	<p>まつもと ひとし 松本 仁 (1960年2月19日生)</p> <p>新任</p> <p>社外取締役候補者</p> <p>独立役員</p> <p>所有する当社の株式の数 0株</p>	<p>1982年10月 等松・青木監査法人（現 有限責任監査法人トーマツ）入所 1986年3月 公認会計士登録 1989年8月 Deloitte & Touche LLP デトロイト事務所駐在 1996年6月 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）パートナー 2003年7月 Deloitte & Touche LLPニューヨーク事務所駐在 2015年11月 デロイトトーマツ合同会社 ボードメンバー 2018年9月 デロイトアジアパシフィック ボード議長 2020年6月 デロイトグローバル ボード副議長 2024年10月 松本仁公認会計士事務所開設（現） 2025年4月 (株)日本ウェルビーイング財団評議員（現）</p> <p>[重要な兼職の状況]</p> <p>公認会計士</p> <p>『社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要』</p> <p>公認会計士として、企業会計に関する深い知識と豊富な経験を有することから、その専門的見地と高い見識に基づき、独立した立場から当社の業務執行を適切に監督いただくほか、経営全般にわたり有益な指導・助言をいただけるものと判断し、新たに社外取締役として選任をお願いするものであります。</p> <p>なお、同氏は、2007年6月まで当社の会計監査人でありました監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）の関与社員として2001年3月期まで当社の会計監査に関与した経歴を有しており、当社の経営に関する知見を有しております。</p>

- (注) 1. 取締役候補者の所有する当社の株式の数は、2025年3月31日現在のものであり、世紀東急工業役員持株会における本人の持分を含めて記載しております。
2. 取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 清水令奈、小町谷育子、松本 仁の各氏は社外取締役候補者であります。
4. 当社は、清水令奈、小町谷育子の両氏との間に会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任限度額は、法令が規定する額としており、両氏の再任が承認された場合、本契約を継続する予定であります。また、松本 仁氏の選任についてご承認いただいた場合、当社は同氏との間で上記と同じ内容の契約を締結する予定であります。
5. 当社は会社法第430条の第3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその業務につき行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が損害賠償金・争訟費用等を負担することによって被る損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、犯罪行為や意図的に違法行為を行った場合の損害等は補償対象外とすることで、職務の適正性が損なわれないように措置を講じております。なお、保険料については全額当社が負担しております。各取締役候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
6. 当社は、清水令奈、小町谷育子の両氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。また、松本 仁氏の選任についてご承認いただいた場合、同氏につきましても、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役 小出正幸氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地兼職のおよび 重要な状況
えとうけんいち 江藤研一 (1967年1月26日生) 新任	1989年4月 当社入社 2014年4月 当社名古屋支店事務管理部長 2019年4月 当社管理本部総務人事部長 2021年4月 当社執行役員（現） 2022年4月 当社ダイバーシティ推進プロジェクトリーダー ¹ 2025年4月 当社管理本部長付（現）
所有する当社の株式の数 9,035株	『監査役候補者とした理由』 入社以来、主に、事務管理、人事、総務部門に従事し、また、関連子会社の経営にも関与した経験を有するなど、当社グループの経営・管理全般に関する豊富な知識と経験を有することから、監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、新たに選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 監査役候補者の所有する当社の株式の数は、2025年3月31日現在のものであり、世紀東急工業従業員持株会における本人の持分を含めて記載しております。
2. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその業務につき行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が損害賠償金・争訟費用等を負担することによって被る損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、犯罪行為や意図的に違法行為を行った場合の損害等は補償対象外とすることで、職務の適正性が損なわれないように措置を講じております。なお、保険料については全額当社が負担しております。監査役候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

[ご参考] 第2号議案および第3号議案が原案どおり承認可決されたのちの経営体制（予定）

氏名	地位	社外役員会	指名・報酬委員会	特に専門性を発揮できる領域および経験							
				主な職歴		役員が有する知見・経験					
				事務・業系	技術系	経営系	法務・コンプライアンス	財務会計	人材労務	IT・デジタル	ダイバーシティ
平 喜 一	代表取締役社長 社長執行役員		○		●	●					
石 田 和 士	代表取締役 専務執行役員		○	●			●				
樗 木 裕 治	取締役 専務執行役員				●						
川 野 隆 紀	取締役 常務執行役員			●				●		●	
清 水 令 奈	取締役	○	○			●			●		●
小 町 谷 育 子	取締役	○	○				●				
松 本 仁	取締役	○	○					●			●
江 藤 研 一	常勤監査役			●					●		●
大 槻 恒 久	常勤監査役	○			●	●					
齋 藤 洋 一	監査役	○					●				
小 野 行 雄	監査役	○						●			

- (注) 1. 社外役員欄の○は、独立役員を示しております。
 2. 指名・報酬委員会欄の○は、議長を示しております。
 3. 地位および指名・報酬委員会に関する事項は、本総会終結後の取締役会において決議される予定のものを含めて記載しております。

以上

事業報告

(2024年4月1日から)
(2025年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用情勢の改善を背景に、緩やかな回復基調を辿りましたが、物価上昇の継続や米国の政策動向などへの懸念により、次第に先行きに対する警戒感が強まる展開となりました。

道路建設業界におきましては、高速道路各社によるリニューアルプロジェクトや、政府による「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」の推進等により、工事の発注動向は底堅さを維持しましたが、ストレートアスファルトをはじめとした原材料価格が依然として高値圏で推移しており、予断を許さない事業環境となりました。

このような情勢のもと、当社グループでは、『2030年のあるべき姿』を示す長期ビジョンおよびその第2フェーズとなる「中期経営計画（2024-2026年度）」に基づき、事業基盤のさらなる強靭化に努めるとともに、社会課題解決に貢献するサステナブル経営の推進にも注力し、「真に強靭な企業グループへ」の変革を加速させてまいりました。

当連結会計年度における当社グループの業績につきましては、受注高（製品売上高およびその他の事業売上高を含む）は95,001百万円（前連結会計年度比1.0%減）、売上高は99,358百万円（同12.9%増）、経常利益は5,788百万円（同41.9%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は3,887百万円（同41.9%増）となりました。

部門別（セグメント別）の事業の概況は以下のとおりであります。

なお、完成工事高、売上高および営業利益につきましては、セグメント間の内部取引高等を含めた調整前の金額をそれぞれ記載いたしております。

「建設事業」

建設事業におきましては、官公庁発注の大型工事の受注取り込みや、事業所の所在する地域顧客への営業強化に注力するとともに、インフラ老朽化対策や防災・減災分野等への営業展開にも取り組んでまいりました。また、現場における長時間労働の抑制や生産性の向上、業務効率化に向けたICT技術の活用も推し進めてまいりました。

当連結会計年度の業績につきましては、受注高は76,009百万円（前連結会計年度比2.8%減）、完工工事高は80,366百万円（同14.3%増）、営業利益は8,070百万円（同45.0%増）となりました。

（主要受注工事）

発注者	工事名	工事場所
東日本高速道路株式会社	道央自動車道室蘭管内舗装補修工事	北海道
東日本高速道路株式会社	首都圏中央連絡自動車道神崎大栄舗装工事	千葉県
防衛省北関東防衛局	北宇都宮(6)格納庫等新設土木工事	栃木県
東急電鉄株式会社	ホームと車両の隙間・段差に関する工事(バリアフリー対応)(その1)	東京都
東京都	道路景観整備工事(6北北-1)及び路面補修工事(6北北の4)並びに自転車通行空間整備工事(6北北-1)	東京都
中日本高速道路株式会社	北陸自動車道他(特定更新等)富山管内舗装補修工事(2024年度)	富山県
国土交通省北陸地方整備局	R6能登国道維持舗装復旧その1工事	石川県
国土交通省中国地方整備局	令和6年度玉島北部保守工事	岡山県
国土交通省九州地方整備局	令和6年度大分空港エプロン新設工事	大分県
西日本高速道路株式会社	令和6年度沖縄自動車道(特定更新等)那覇IC～西原IC間舗装補修工事	沖縄県

（主要完成工事）

発注者	工事名	工事場所
東日本高速道路株式会社	道央自動車道北広島管内北地区舗装補修工事	北海道
東日本高速道路株式会社	八戸自動車道R5八戸管内舗装補修工事	青森県
宮城県	宮城県総合運動公園スタジアム等公認更新整備工事	宮城県
国土交通省東北地方整備局	竜毛沢地区改良舗装工事	秋田県
国土交通省北陸地方整備局	国道289号叶津道路舗装外工事	福島県
国土交通省関東地方整備局	R5国分寺出張所管内路面補修工事	栃木県
東京都	路面補修工事(5六の10)	東京都
中日本高速道路株式会社	名神高速道路(特定更新等)一宮JCT～岐阜羽島IC間(上り線)舗装改良工事(2023年度)	愛知県
西日本高速道路株式会社	京都高速道路事務所管内舗装補修工事(令和4年度)	京都府
阪神高速道路株式会社	舗装補修大規模修繕工事(2022-1-北)	兵庫県

「舗装資材製造販売事業」

舗装資材製造販売事業におきましては、原材料価格の高止まりが続くなか、製品需要の減少傾向が続き、厳しい事業環境となりましたが、製造コスト上昇分の販売価格への反映や、各拠点の市場規模・特性に応じた地域戦略の展開により、収益・販売量の確保に努めてまいりました。また、低環境負荷商品の販売強化にも取り組んでまいりました。

当連結会計年度の業績につきましては、製品売上高は33,935百万円（前連結会計年度比8.1%増）となりましたが、営業利益は1,488百万円（同19.2%減）となりました。

「その他の事業」

当社グループでは、建設事業および舗装資材製造販売事業のほか、自動車等のリース事業や売電事業などを営んでおり、その他の事業における売上高は972百万円（前連結会計年度比2.0%増）、営業利益は158百万円（同8.0%減）となりました。

当社の事業の概況は以下のとおりであります。

当事業年度の業績につきましては、受注高（製品等売上高を含む）は89,971百万円（前年同期比1.3%減）、売上高は94,511百万円（同12.9%増）、経常利益は5,194百万円（同37.3%増）、当期純利益は3,488百万円（同67.1%増）となりました。

「当社における部門別受注高および売上高」

(単位：百万円)

区 分		受 注 高	売 上 高
工 事 部 門	アスファルト舗装	52,512	54,571
	コンクリート舗装	1,480	1,553
	土木工事等	16,584	18,994
	計	70,577	75,118
製品部門等		19,393	19,393
合 計		89,971	94,511

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は1,497百万円であり、その主なものは、事務所・舗装資材製造設備の更新、施工機械の取得等であります。

(3) 資金調達の状況

特記すべき資金調達は行っておりません。

(4) 対処すべき課題

道路建設業界におきましては、社会インフラの老朽化や自然災害の激甚化がみられるなかで、国土強靱化対策の推進等により公共投資は底堅く推移することが見込まれます。一方、人件費をはじめとした建設コストの上昇や将来の担い手不足などといった課題も顕在化しており、企業として健全に存続し、持続的に成長するためには、競争力の維持・向上は勿論のこと、人材確保に向けた施策やサステナビリティを巡る課題への取り組みが必要不可欠となっております。

このような状況に対応するため、当社グループでは、『2030年のあるべき姿』を示す長期ビジョンを「人の成長と企業の成長を両立し持続可能な社会の実現に貢献する真に強靱な企業グループ」と定め、現在はビジョン実現に向けた第2フェーズとなる「中期経営計画(2024-2026年度)」に基づき、各種施策に取り組んでおります。

当社グループでは、気候変動、人口減少等の社会課題を踏まえたサステナブル経営の推進も含め、本業の収益拡大・成長基盤の確立、将来の成長ドライバー創出（獲得）といった主要課題に全社を挙げて取り組み、引き続き、持続的な成長と中長期的な企業価値、株主価値の向上を目指し、変革を推し進めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

[ご参考]

中期経営計画（2024-2026年度）の概要

基本方針 「真に強靭な企業グループへ」

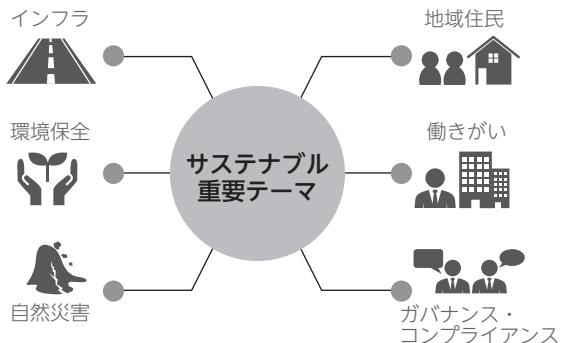
2nd Phase

『2030年のあるべき姿』の実現に向けた5つの基本方針「安定収益の拡大」「収益源の多様化」「人を基軸とした経営の実践」「新しい働き方の確立」「経営・財務基盤の充実」に基づく取り組みを深化させ、"真に強靭な企業グループ"への変革を加速させる。

個別戦略

- 1 本業のさらなる競争力強化による安定収益の拡大
- 2 事業領域の拡大、新たな事業分野開拓への挑戦
- 3 人材の「採用・定着・育成」における好循環の創出
- 4 生産性向上に資する新しい働き方の確立
- 5 強靭で健全な経営・財務基盤の構築

サステナブル重要テーマへの取り組み



主要経営指標[連結]

項目	2026年度計画
売上高	1,000億円
営業利益	60億円
当期純利益	40億円
R O E	9.5%
自己資本比率	50%程度

株主還元方針

配当の考え方	中長期的な安定配当
株主還元指標	DOE(純資産配当率) 6 %を目標 ※2024年度はDOE 8 %の目標を継続 〔但し、計画外の大規模な資金需要や 著しい環境変化が生じない限り〕

中期経営計画（2024-2026年度）はこちらからご参照ください。（<https://www.seikitokyu.co.jp/ir/plan/>）

『2030年のあるべき姿』(長期ビジョン)の概要

企業理念 | 豊かな地域社会づくりに貢献する生活基盤創造企業

**2030年の
あるべき姿** | 人の成長と企業の成長を両立し 持続可能な社会の実現に貢献する
真に強靭な企業グループ

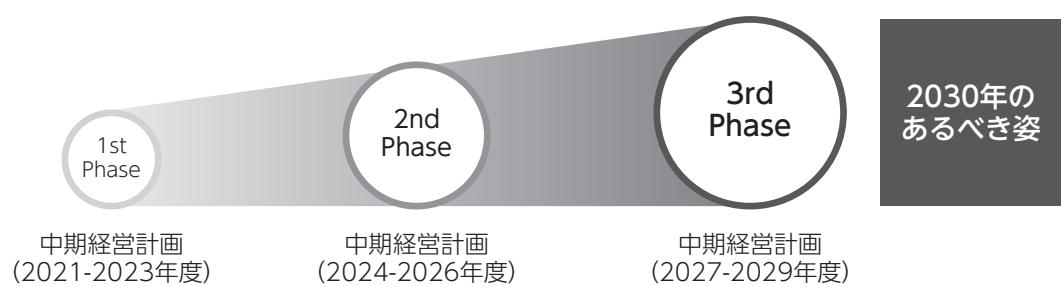
- 当社にとって最も重要な経営資源は「人」である。従業員エンゲージメントの高い企業風土のもと、充実した教育体制により磨き上げられた従業員一人ひとりが実力を遺憾なく発揮することで、企業をさらに成長させていく。
- コロナ禍、自然災害等、予測不能な事態が頻発するなか、何かに備えるのではなく、基礎体力・危機対応力を向上させ「真の強靭化」を果たすことで、自らが持続可能な存在となる。
- 有事・平時を問わず、生活基盤創造企業として期待される責務を誠実に果たし続けることにより、持続可能な社会の実現に貢献する。

基本方針

- 安定収益の拡大
- 収益源の多様化
- 人を基軸とした経営の実践
- 新しい働き方の確立
- 経営・財務基盤の充実

重要業績評価指標 (KPI) [連結]

項目	2030年度目標
売 上 高	1,100億円
営 業 利 益	80億円
当 期 純 利 益	50億円
R O E	10.0%
自己資本比率	50%程度



(5) 財産および損益の状況の推移

区分	第73期 (2022年3月期)	第74期 (2023年3月期)	第75期 (2024年3月期)	第76期 (当連結会計年度) (2025年3月期)
受注高	82,850百万円	92,260百万円	95,914百万円	95,001百万円
売上高	85,132百万円	92,414百万円	88,037百万円	99,358百万円
経常利益	4,358百万円	2,647百万円	4,078百万円	5,788百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	3,304百万円	1,127百万円	2,740百万円	3,887百万円
1株当たり当期純利益	84円81銭	30円73銭	75円16銭	106円46銭
総資産	78,295百万円	78,762百万円	76,042百万円	82,556百万円
純資産	40,497百万円	39,660百万円	40,533百万円	41,692百万円

- (注) 1. 第73期においては、生産性の高い大型の舗装工事等があった前年との比較では受注高、売上高とも減少となり、さらには原材料価格上昇の影響などにより損益面においても前年実績を下回りました。
2. 第74期においては、受注高、売上高とともに前年実績を上回り、高水準であったものの、原材料価格高騰の影響を回避するには至らず、損益面においては前年実績を下回りました。
3. 第75期においては、大型工事における進捗の遅れ等が影響し、売上高は前年実績を下回ましたが、損益面については一定程度回復いたしました。
4. 第76期 (当連結会計年度)においては、前記「(1) 事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	本社所在地	資 本 金	当 社 の 出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
舗道工業株式会社	北海道	48 百万円	100.0 %	舗装・土木工事の請負
舗栄建設工業株式会社	北海道	35 百万円	100.0 % (100.0 %)	舗装・土木工事の請負
みちのく工業株式会社	岩手県	20 百万円	100.0 %	舗装・土木工事の請負
やまびこ工業株式会社	宮城県	20 百万円	100.0 %	舗装・土木工事の請負
エス・ティ・サービス株式会社	東京都	50 百万円	100.0 %	自動車等の賃貸および販売
日東道路株式会社	東京都	30 百万円	100.0 %	舗装・土木工事の請負
株式会社孝松工務店	神奈川県	20 百万円	100.0 %	舗装・土木工事の請負
新世紀工業株式会社	奈良県	49 百万円	100.0 %	舗装用資材の製造販売、舗装・土木工事の請負
クマレキ工業株式会社	熊本県	20 百万円	100.0 %	舗装・土木工事の請負
SEIKITOKYU MYANMAR ROAD COMPANY LIMITED	ヤンゴン	10,000千USドル	100.0 %	舗装用資材の製造販売
STK PACIFIC CORPORATION	グアム	400千USドル	100.0 %	舗装・土木工事の請負

(注) 当社の出資比率欄の()内は間接保有割合(内数)であります。

(7) 主要な事業内容（2025年3月31日現在）

当社グループは、建設事業および舗装資材製造販売事業を主要な事業内容としており、東急グループの一員として建設事業の分野を担っております。

当社は、建設業法により特定建設業者「(特－4) 第1962号」として国土交通大臣許可を受け、舗装工事、土木工事および水利工事などを行っております。また、アスファルト合材などの製造および販売ならびにこれらに関連する事業を行っております。

(8) 主要な営業所および工場（2025年3月31日現在）

① 当社の主要な営業所および工場

本店	東京都港区芝公園二丁目9番3号	横浜支店	(神奈川県)
支店	北海道支店 (北海道)	東北支店	(宮城県)
	北陸支店 (新潟県)	関東製販事業部	(東京都)
	関東支店 (東京都)	名古屋支店	(愛知県)
	北関東支店 (埼玉県)	関西支店	(大阪府)
	東関東支店 (千葉県)	中四国支店	(広島県)
	東京支店 (東京都)	九州支店	(福岡県)

営業所等：(50カ所)

技術研究所：(栃木県)

試験所：(8カ所)

機材センター：(栃木県)

合材混合所等：(51カ所)

(注) 2025年4月1日より関東製販事業部は関東製品支店に名称変更いたしました。

② 重要な子会社

重要な子会社の名称、所在地につきましては「(6) 重要な親会社および子会社の状況」に記載のとおりであります。

(9) 従業員の状況（2025年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,152名	3名増

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,002名	7名増	40.5歳	14.7年

(10) 主要な借入先（2025年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	3,686百万円
株式会社みずほ銀行	1,425百万円
株式会社三井住友銀行	1,240百万円

2. 会社の株式に関する事項 (2025年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 150,000,000株

(2) 発行済株式の総数 37,424,507株

(3) 株 主 数 32,649名 (前事業年度末比 6,445名増)

(4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数 (千株)	持 株 比 率 (%)
東急建設株式会社	8,931	24.40
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	3,033	8.29
東急株式会社	1,533	4.19
世紀東急工業従業員持株会	918	2.51
斎丸 千代	465	1.27
株式会社五十畳	307	0.84
世紀東急工業取引先持株会	307	0.84
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	295	0.81
MORGAN STANLEY & CO. LLC	209	0.57
JP MORGAN CHASE BANK 385794	184	0.50

(注) 当社は、自己株式815,440株を保有しておりますが、上記大株主から除外しております。また持株比率につきましては、自己株式を控除して算出しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当社は取締役（社外取締役を除く）を対象に、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブの付与と株主との一層の価値共有を進める目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入しており、当事業年度中において、譲渡制限付株式付与のために支給された報酬（金銭債権）の給付と引き換えに、次のとおり自己株式処分の方法により株式を交付いたしました。

取締役、その他の役員に交付した株式の区別別合計

区分	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	9,200株	4名
社外取締役	—	—
監査役	—	—

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等 (2025年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	平 喜一	社長執行役員
代表取締役	石田和士	専務執行役員 管理本部長
取締役	鶴木裕治	常務執行役員 事業推進本部長兼工務部長
取締役	川野隆紀	常務執行役員 管理本部副本部長兼財務部長
取締役	福田眞也	公認会計士
取締役	清水令奈	株式会社CHANCE for ONE 代表取締役社長
取締役	小町谷育子	弁護士 東亜合成株式会社 社外取締役（監査等委員）
常勤監査役	小出正幸	
常勤監査役	大槻恒久	
監査役	齋藤洋一	弁護士 東急建設株式会社 社外監査役
監査役	小野行雄	公認会計士 TIS株式会社 社外監査役

- (注) 1. 取締役 福田眞也、清水令奈、小町谷育子の各氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役 大槻恒久、齋藤洋一、小野行雄の各氏は、社外監査役であります。
 3. 2024年6月21日開催の第75回定時株主総会終結の時をもって、取締役 田村仁人氏は任期満了により退任いたしました。
 4. 2024年6月21日開催の第75回定時株主総会において、川野隆紀、小町谷育子の両氏は取締役に新たに選任され就任いたしました。
 5. 取締役 清水令奈氏は2024年6月25日をもって、株式会社アトムの社外取締役（監査等委員）を退任いたしました。
 6. 重要な兼職先に該当する法人等と当社との関係は次のとおりであります。
 (1) 東急建設株式会社は、2025年3月31日現在、当社の普通株式を8,931千株保有いたしております。
 なお、同社と当社との間には工事の請負等の取引があります。
 (2) その他の重要な兼職先と当社との間には、特別な関係はありません。
 7. 常勤監査役 小出正幸氏は、当社財務部長を経験しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
 8. 監査役 小野行雄氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

9. 2025年4月1日付をもって、取締役の担当を次のとおり変更いたしました。

氏名	変更後の地位および担当	変更前の地位および担当
樗木 裕治	取締役 専務執行役員 事業推進本部長	取締役 常務執行役員 事業推進本部長兼工務部長

10. 当社は取締役 福田眞也、清水令奈、小町谷育子、監査役 大槻恒久、齋藤洋一、小野行雄の各氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

11. 当社は執行役員制度を導入いたしております。なお、2025年4月1日現在における取締役兼務者以外の執行役員は次のとおりであります。

専務執行役員	岩崎泰彦、外村浩次
常務執行役員	朝日理登、永渕克己、西山慶太、三浦広宜、権藤豊彦、松本辰男
執行役員	瀬戸山武、江藤研一、藤川智生、瀧本浩文、前山拓郎

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は非業務執行取締役および社外監査役との間に会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は、法令が規定する額としております。

(3) 当事業年度にかかる取締役および監査役の報酬等

① 取締役および監査役の報酬等についての株主総会決議に関する事項

2006年6月29日開催の第57回定時株主総会において、取締役（使人兼務取締役の使人分給与は含まない）の報酬限度額は年額3億24百万円以内、監査役の報酬限度額は年額60百万円以内とそれぞれ決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は17名、監査役の員数は4名であります。

また、2018年6月22日開催の第69回定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く）を対象として譲渡制限付株式報酬制度を導入し、支給する金銭報酬債権の総額は、取締役の報酬限度額の枠内で、年額60百万円以内、譲渡制限付株式として発行または処分する普通株式数は年50,000株以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は4名であります。

② 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」という。）を、取締役会の決議により決定しております。なお、決定に際しては、事前に指名・報酬委員会の審議を経ております。

決定方針の内容の概要につきましては以下のとおりであります。

<決定方針の内容の概要>

1) 基本方針

1. 取締役の報酬は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資する報酬体系とし、個人別の報酬の決定に際しては、各職責等を踏まえた適正な分配とすることを基本方針とする。
2. 業務執行取締役の報酬については、役位および職位（以下、「役位等」という。）に応じた『基本報酬』（固定報酬）、会社全体の業績および担当業務における成果等を反映する『変動報酬』（短期インセンティブ）、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブの付与と株主との一層の価値共有を進めることを目的とする『株式報酬』（中長期インセンティブ）により構成する。
3. 非業務執行取締役の報酬は、『基本報酬』のみで構成する。
4. 報酬の水準は、比較対象として適切な他社の水準等も参照しつつ、当社の業績動向、財務内容、従業員の賃金等を総合的に勘案し、設定する。

2) 報酬の種類別の内容等

1. 『基本報酬』は、月例の固定報酬とし、役位等別の報酬額は、取締役会で定める「役員報酬支給規則」において規定する。
2. 『変動報酬』は、毎年、一定の時期に支給し、個人別の報酬額は、「役員報酬支給規則」に則り、従業員の平均賞与支給月数に準じて算出する変動報酬標準支給額に、会社業績（ROEなどの評価指標の達成度）および個人評価等（マテリアリティへの貢献度を含むが、これに限らない。）に基づく係数を乗じることにより算定する。
3. 『株式報酬』は譲渡制限付株式付与のための金銭債権とし、毎年、一定の時期に支給する。なお、譲渡制限付株式の譲渡制限期間は3年以上とし、その他内容の詳細、役位等に応じた金銭債権の支給額および交付すべき株式数の算定方法等は、取締役会で定める「株式報酬支給規則」において規定する。
4. 「役員報酬支給規則」および「株式報酬支給規則」は、毎年、指名・報酬委員会において、「1)基本方針」の内容を勘案しつつ、見直しの要否につき検討を行う。
5. 業務執行取締役の報酬の種類別の割合は、比較対象として適切な他社の動向等も参考しつつ、各報酬の目的を踏まえ、そのバランスに十分配慮し決定する。

3) 個人別報酬等の決定手続き

1. 個人別の報酬等の内容についての決定の一部を、取締役会決議に基づき取締役社長に委任するものとし、その委任する権限は、取締役会で定める「役員報酬支給規則」に則り、各取締役の『基本報酬』および『変動報酬』の具体的金額を算定し決定することを内容とする。
2. 『株式報酬』における個人別の金銭債権の支給額および交付すべき株式数については、「株式報酬支給規則」に則り算定し、取締役会で決定する。
3. 個人別の報酬等の内容の決定に際しては、あらかじめ指名・報酬委員会に諮問し、答申を得るものとする。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社は、「②取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」記載の決定方針に従い、取締役会の委任決議に基づき取締役社長 平 喜一が取締役の個人別報酬額の一部につき具体的な内容を決定しており、その権限の内容、当該権限が適切に行使されるための措置は、「② 3) 個人別報酬等の決定手続き」に記載のとおりであります。

取締役会としては、受任者が変動報酬算定のための評価者として適任であり、また、前記の手続きを経て具体的な内容が決定されていることから、決定された内容は、決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役および監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬の総額 (百万円)	支 給 額(百万円)			対象となる役員 の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	142 (25)	127 (25)	— (—)	14 (—)	8名 (4名)
監 査 役 (うち社外監査役)	47 (31)	47 (31)	— (—)	— (—)	4名 (3名)

- (注) 1. 当事業年度末現在の人員数は取締役7名(うち社外取締役3名)、監査役4名(うち社外監査役3名)であります。なお、上記報酬額には、2024年6月21日開催の第75回定時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役1名が含まれております。
 2. 表中の「基本報酬」には、『基本報酬』および『変動報酬』が含まれております。
 3. 表中の「非金銭報酬等」には、譲渡制限付株式報酬制度に基づく当事業年度における費用計上額を記載しております。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該法人等との関係

他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該法人等との関係につきましては「(1)取締役および監査役の氏名等」に記載のとおりであります。

② 当事業年度における主な活動状況

社外取締役および社外監査役の各氏は、取締役会または監査役会において、それぞれその豊富な経験と幅広い知見に基づき、経営全般にわたる事項につき意見表明を行うほか、監査結果の意見交換や監査に関する重要事項について協議を行うなど、必要に応じ適宜発言をいたしております。

なお、当事業年度における取締役会および監査役会への出席状況は次のとおりであります。

区 分	氏 名	取締役会	監査役会
取 締 役	福 田 真 也	14回出席／14回開催	—
取 締 役	清 水 令 奈	14回出席／14回開催	—
取 締 役	小町谷 育 子	10回出席／11回開催	—
常勤監査役	大 槻 恒 久	14回出席／14回開催	11回出席／11回開催
監 査 役	齋 藤 洋 一	13回出席／14回開催	11回出席／11回開催
監 査 役	小 野 行 雄	14回出席／14回開催	11回出席／11回開催

- (注) 取締役 小町谷育子氏につきましては、2024年6月21日開催の第75回定時株主総会において選任され就任した後に開催された取締役会の出席状況を記載しております。

③ 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

氏名	期待される役割に関する職務の概要
福田眞也	公認会計士として企業会計に関する深い知識と豊富な経験を有することから、その専門的見地と高い見識に基づき、経営全般にわたり有益な指導・助言を行うほか、独立した立場から当社の業務執行を適切に監督しております。また、取締役等の指名や報酬等に関する評価・決定プロセスの透明性および客観性の向上を目的として設置している指名・報酬委員会の議長を務めております。
清水令奈	女性活躍推進に関する専門家として、また企業経営者として、その豊富な経験と幅広い知見に基づき、経営全般にわたり有益な指導・助言を行うほか、独立した立場から当社の業務執行を適切に監督しております。また、取締役等の指名や報酬等に関する評価・決定プロセスの透明性および客観性の向上を目的として設置している指名・報酬委員会の委員を務めております。
小町谷育子	弁護士として企業法務やコンプライアンス等に関する高度な知識と豊富な経験を有することから、その専門的見地と高い見識に基づき、経営全般にわたり有益な指導・助言を行うほか、独立した立場から当社の業務執行を適切に監督しております。また、取締役等の指名や報酬等に関する評価・決定プロセスの透明性および客観性の向上を目的として設置している指名・報酬委員会の委員を務めております。

4. 会社の役員等賠償責任保険契約に関する事項

(1) 被保険者の範囲

- ① 当社の取締役、監査役、重要な使用人等
- ② 子会社の取締役、監査役

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその業務につき行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が損害賠償金・争訟費用等を負担することによって被る損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、犯罪行為や意図的に違法行為を行った場合の損害等は補償対象外とすることで、職務の適正性が損なわれないように措置を講じております。保険料については全額当社が負担しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

60百万円

② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

60百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。
2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額には、英文財務諸表監査に係る報酬が含まれております。
3. 当事業年度に係る上記報酬以外に、前事業年度に係る追加報酬3百万円を支払っております。
4. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況および報酬見積の算出根拠等を確認し、報酬額の妥当性について検討した結果、当事業年度に係る会計監査人の報酬等につき会社法第399条第1項の同意を行っております。
5. 一部の子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任にかかる株主総会提出議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

「業務の適正を確保するための体制」

当社の取締役会における業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の整備に関する決議の内容の概要は次のとおりであります。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 法令順守はもとより企業倫理や環境問題等をはじめとする社会的責任に基づいた企業行動の徹底を図るため、「世紀東急工業グループコンプライアンス行動規範」を策定し、その周知に努めるとともに、必要に応じて見直しを行う。
- ② 法令等順守に係る問題を一元的に管理するコンプライアンス担当部門を設置するとともに、各部門にコンプライアンス推進責任者を配置し、法令等順守の体制を構築する。
- ③ 法令等に違反する行為に関する相談または通報を従業員等から直接受け付ける内部統制制度を整備し、違反行為の未然防止、早期発見と是正を図る。なお、内部通報制度は通報者等の保護について規定し、相談または通報したことを理由として通報者等が不利な取り扱いを受けないことを確保する。
- ④ 独占禁止法違反行為を断固排除するため、独占禁止法順守マニュアルを適宜改定するとともに、違反者への厳格な社内処分の実施、独占禁止法違反に特化した相談窓口の設置、教育・研修の徹底、適切な人事ローテーション、内部監査など、社内体制を整備する。
- ⑤ 市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切の関係を持たず、また、不当要求に対しては毅然とした態度で組織的に対応する。
- ⑥ 内部監査部門は、法令等順守状況に関する監査を実施し、その結果を経営会議および取締役会に報告する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る文書ならびにその他の情報は、社内規程を整備し、適切に保存および管理を行う。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスクの顕在化の防止およびリスクが顕在化した場合の損失の最小化を図ることを目的として、当社およびグループ会社を対象とする社内規程を整備し、リスク管理体制等、リスク管理に関する基本的事項を定め、周知徹底を図る。

- ② 大規模災害等による被害や損失の最小化を図るため、事業継続計画を策定し、緊急事態発生時の対応等に関する基本的事項を定め、周知徹底を図る。
 - ③ 内部監査部門は、リスク管理状況に関する監査を実施し、その結果を経営会議および取締役会に報告する。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 執行役員制度を導入することにより、経営の意思決定・監督と業務執行の機能を明確に分離し、また、取締役会において各執行役員の業務分担を決議するとともに、執行役員および使用人の職務と権限を定めた社内規程を整備することにより、権限と責任の所在を明確にする。
 - ② 代表取締役社長の諮問機関として、執行役員等で構成する経営会議を設置し、経営に関する重要事項について審議および報告することにより、迅速かつ慎重な意思決定を行うとともに、業務執行の状況を監督する。
 - ③ 中期または各年度の事業計画を策定するとともに、経営会議および取締役会において、定期的に各事業部門における進捗状況を確認、評価し、また必要に応じて見直しを行う。
 - ④ 重要な情報が識別され、適切に経営層に報告されるための、また、指示事項が組織全体に確実に伝達されるための仕組みを整備・運用する。
- (5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 「東急グループコンプライアンス指針」ならびに「世紀東急工業グループコンプライアンス行動規範」等に基づき、コンプライアンスを含めたC S R活動を一体的に推進するとともに、ブランド価値の維持・向上に努める。
 - ② 財務報告の適正性を確保するため、当社およびグループ会社を対象とした内部統制システムを整備・運用する。なお、当社およびグループ会社の取締役は、適正な財務報告書を作成することが社会的信用の維持・向上のためにきわめて重要であることを認識するとともに、全役職員に対し、あらゆる機会を捉え周知徹底を図る。
 - ③ グループ会社ごとに所管部署を定め、各社の業務運営に対し、定期的に所管部門によるモニタリングを実施する。また、内部監査部門は、グループ会社に関する監査を実施し、その結果を経営会議および取締役会に報告する。
- (6) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項
- ① 監査役の職務を補助すべく、コンプライアンス担当部門の所属員は、必要に応じ、監査役の指示に基づきその職務を行うこととする。

- ② 補助すべき使用者の取締役からの独立性を高めるため、当該所属員の異動については、あらかじめ監査役に報告し、その意見を徴することとする。
- ③ 補助すべき使用者への指示の実効性を高めるため、社内規程を整備し、監査役の職務の補助が、当該所属員の職務であることを明確にする。

(7) 取締役および使用者が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 重要な意思決定の過程ならびに業務の執行状況の把握に資するため、取締役会およびその他重要な社内会議への監査役の出席の機会を確保する。また、重要リスクについて監査役に報告するとともに、リスク管理の状況について監査役と協議することとする。
- ② 内部監査に関し、適宜、監査結果の報告等を行い、監査役と内部監査部門との緊密な連携を保つこととする。
- ③ 監査役が実施するヒアリングおよび往查において、各部門長、グループ会社の取締役および監査役、ならびに各グループ会社の所管部門の長は、必要な報告・情報を提供するとともに、必要に応じて意見の交換を行う。
- ④ 監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、当社およびグループ会社の役職員は速やかに適切な報告を行う。また、監査役に報告を行った役職員に対し、監査役への報告を理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知する。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 代表取締役社長と監査役は、定期的に会合を行い、監査役監査の環境整備および監査上の重要な課題等について意見および情報を交換する。
- ② 監査役と会計監査人は、定期的な連絡会等を行い、会計監査の実施状況等について意見および情報を交換する。
- ③ 各事業年度の予算編成において、監査役の職務執行に係る費用として合理性が認められる範囲で必要な予算を確保する。
- ④ 監査役がその必要性を認識し、外部の専門機関に意見、指導、助言等を求めた場合、これが監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかにその費用または債務を処理する。

「業務の適正を確保するための体制の運用状況」

当社の当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は次のとおりであります。

(1) コンプライアンスおよびリスク管理

当社では、独占禁止法違反行為が存在した事實を厳粛に受け止め、2016年3月の取締役会において違法行為の徹底排除につき決議するとともに、違反行為の排除にかかる内容を、内部統制システムの整備に関する事項として追加いたしました。当事業年度におきましても、その具体的取り組みとして、独占禁止法違反に特化した相談窓口の運用、教育・研修の充実等、外部専門家の助言・協力を得ながら策定した再発防止策を継続的に遂行するほか、2019年8月に設置した外部の識者で構成する「調査委員会」の報告・提言を受け策定したより実効的な再発防止策に取り組んでおり、引き続きコンプライアンス体制の強化・意識の浸透に向け、各施策を推進してまいります。

なお、当社グループのコンプライアンスおよびリスク管理の状況全般については、内部通報制度の運用や内部監査の実施等により実効性の確保を図っており、経営会議および取締役会において、年2回（独占禁止法関連については年4回）、これらの結果につき報告いたします。

(2) 取締役の職務執行

当社では、取締役会を原則として月1回または2回開催し、法令および定款に定める事項や経営に関する重要事項について決定するほか、業務執行の状況について報告し、取締役の職務執行について監督を行っております。なお、当事業年度において取締役会は14回開催され、取締役全員が概ねすべての回に出席いたしております。

また、取締役の職務の執行が効率的に行われるよう、定期的に経営会議を開催するとともに、取締役会において業務執行取締役および執行役員の業務分担を定め、社内規程に基づき適切に業務を遂行しております。

(3) グループ会社管理体制

当社およびグループ会社の役職員を対象とする「世紀東急工業グループコンプライアンス行動規範」を制定するほか、グループ会社についても内部通報制度や内部監査の対象に含めることにより、コンプライアンスへの取り組みを一体的に推進しております。

また、各グループ会社の所管部署を定めるとともに当該部署の職員が、各社の取締役または監査役を兼務することにより、各社の経営・業務に対するモニタリング機能の実効性を高めております。

(4) 監査役の監査体制

当社では、監査役全員が、概ねすべての取締役会に出席しており、また、常勤監査役は、取締役会のほか経営会議をはじめとする社内の重要な会議に出席し、監査に必要な情報の把握に努めています。

また、監査役は、代表取締役社長との定期的な会合、会計監査人および内部監査部門との連絡会等の機会を通じ、それぞれ、意見交換や情報共有を行っております。

(注) 記載金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	51,233	流動負債	36,656
現金預金	7,751	支払手形・工事未払金等	23,359
受取手形・完成工事未収入金等	40,571	短期借入金	5,106
未成工事支出金	75	未払法人税等	1,354
材料貯蔵品	344	未成工事受入金	797
その他の	2,489	完成工事補償引当金	127
固定資産	31,322	工事損失引当金	28
有形固定資産	25,932	賞与引当金	1,613
建物・構築物	7,180	その他の	4,269
機械・運搬具・工具器具備品	4,005	固定負債	4,207
土地	14,744	長期借入金	1,600
建設仮勘定	1	退職給付に係る負債	2,525
無形固定資産	269	その他の	81
投資その他の資産	5,120	負債合計	40,863
投資有価証券	415	(純資産の部)	
繰延税金資産	699	株主資本	40,373
退職給付に係る資産	3,631	資本金	2,000
その他の	374	資本剰余金	623
資産合計	82,556	利益剰余金	38,421
		自己株式	△671
		その他の包括利益累計額	1,319
		その他有価証券評価差額金	137
		為替換算調整勘定	△38
		退職給付に係る調整累計額	1,220
		純資産合計	41,692
		負債純資産合計	82,556

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2024年4月1日から)
(2025年3月31日まで)

科 目										金 額	
										百万円	百万円
売上高	高価値	80,366									
完製品売上	原工事等	18,911									
売上高	原工事等	81	99,358								
売上高	原工事等	69,893									
完製品売上	原工事等	17,373									
売上高	原工事等	58	87,325								
売上高	原工事等	10,472									
完製品売上	原工事等	1,537									
売上高	原工事等	22	12,033								
販売費及一括収益	一般管理費	6,191									
営業外取引	利息	5,842									
受取取扱	当貸用	6									
受取替	差	差	差	差	差	差	差	差	差	9	
受取の費用	用	用	用	用	用	用	用	用	用	20	
業外支出	利息	17									
支払保証料	証券組成費	26	79								
支払シングルジケートの費用	利息	65									
支払シングルジケートの費用	利息	24									
支払シングルジケートの費用	利息	21									
支払シングルジケートの費用	利息	22	133								
経常利益	益	益	益	益	益	益	益	益	益	5,788	
特別定別資	益	益	益	益	益	益	益	益	益	13	
特別定別資	益	益	益	益	益	益	益	益	益	2	
特別定別資	益	益	益	益	益	益	益	益	益	101	
減税法	損失	287	391								
法人税人	税金	調整	1,864								
法人税人	税金	調整	△341	1,522							
当期	前当期	期純利		5,410							
親会社株主に帰属する当期純利益											3,887
											3,887

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から)
(2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当期首残高	2,000	512	37,816	△786	39,541
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△3,283		△3,283
親会社株主に帰属する当期純利益			3,887		3,887
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		111		116	227
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					—
連結会計年度中の変動額合計	—	111	604	115	831
当期末残高	2,000	623	38,421	△671	40,373

	その他の包括利益累計額					純資産合計
	その他の有価証券評価差額金	為替調整勘定	換算累計額	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	103	△37		925	992	40,533
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△3,283
親会社株主に帰属する当期純利益						3,887
自己株式の取得						△0
自己株式の処分						227
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	33	△1		295	327	327
連結会計年度中の変動額合計	33	△1		295	327	1,159
当期末残高	137	△38		1,220	1,319	41,692

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の状況

連結子会社の数	11社
連結子会社の名称	新世紀工業株式会社 エス・ティ・サービス株式会社 やまびこ工業株式会社 みちのく工業株式会社 クマレキ工業株式会社 株式会社孝松工務店 舗道工業株式会社 舗栄建設工業株式会社 SEIKITOKYU MYANMAR ROAD COMPANY LIMITED 日東道路株式会社 STK PACIFIC CORPORATION

(2) 非連結子会社の状況

非連結子会社の数	1 社
非連結子会社の名称	中外エンジニアリング株式会社

非連結子会社 1 社は、小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益の持分に見合う額及び利益剰余金の持分に見合う額等は、いずれも連結計算書類に及ぼす影響が軽微であるため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の会社はありません。

持分法非適用の非連結子会社の名称 中外エンジニアリング株式会社

持分法非適用の関連会社の名称 ガルフシール工業株式会社

能登アスコン株式会社

持分法非適用の非連結子会社及び関連会社の過去 5 年間における平均の当期純損益のうち持分に見合う額及び利益剰余金のうち持分に見合う額等のそれぞれの合計額は、いずれも僅少であり、連結計算書類に重要な影響を及ぼしておりません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項
連結決算期と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの…時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等…移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

未成工事支出金

個別法による原価法

材料貯蔵品

移動平均法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産の減価償却の方法は、定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降の新規取得の建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物・構築物…7～50年

機械・運搬具・工具器具備品…5～7年

② 無形固定資産の減価償却の方法は、定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金は、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 完成工事補償引当金は、完成工事の契約不適合責任の履行の追完に係る費用等に充てるため、当連結会計年度及び過年度の実績率を基礎に将来の支出見込みを勘案して計上しております。

- ③ 工事損失引当金は、工事受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における工事受注契約に係る損失見込額を計上しております。
- ④ 賞与引当金は、当連結会計年度の負担すべき支給見込額を計上することとしております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、「収益認識に関する会計基準（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下、「収益認識会計基準」という。）」及び「収益認識に関する会計基準の適用指針（企業会計基準適用指針 第30号 2020年3月31日）」を適用しております。

当社グループは、主要な事業として建設事業及び舗装資材製造販売事業を行っております。各事業における履行義務の内容は次のとおりです。

建設事業

舗装、土木その他建設工事全般に関する事業を行っており、顧客との工事請負契約に基づき、建設工事を行う義務を負っております。当該工事請負契約においては、当社グループが工事を進めるにつれて、物件の価値が増加し、顧客が当該資産を支配することから、当該履行義務は一定期間にわたり充足される履行義務であり、契約期間にわたる工事の進捗に応じて充足されるものであります。このため、建設工事等における履行義務の充足に係る進捗度の測定は、工事の総原価見積額に対する各報告期間の期末日までの発生原価の割合に基づいて行っております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができない工事契約について、発生する原価を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。取引価格は工事請負契約により決定され、対価は契約に定められた時期に段階的に受領しております。なお、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。また、対価の金額が変動しうる重要な変動対価はありません。

舗装資材製造販売事業

アスファルト合材、その他建設用材料の製造及び販売を行っており、顧客との売買契約に基づき、商品を引き渡す義務を負っております。当該履行義務は、商品が引き渡される一時点で充足されるものであり、当該引き渡し時点において収益を認識しております。取引価格は顧客との契約により決定しており、当該契約に基づき受領しております。なお、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。また、対価の金額が変動しうる重要な変動対価はありません。

5. その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る資産又は負債として計上しております。過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

(2) 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

当社が他社との共同企業体として実施している工事やアスファルトプラントに関しては、自社の持分割合に応じた会計処理を行っております。

6. 会計方針の変更

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

7. 重要な会計上の見積り

① 一定の期間にわたり履行義務を充足し認識する収益における工事原価総額の見積り

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

一定の期間にわたり履行義務を充足し認識する収益	78,736百万円
-------------------------	-----------

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

一定の期間にわたり履行義務を充足し認識する収益は、工事進捗度に基づき測定され、進捗度は工事の総原価見積額に対する連結会計年度末までの発生原価の割合に基づき算定しております。

工事の総原価見積額は、社内で承認された標準単価や外部から入手した見積書など客観的な価格により詳細に積上げて計算を行い、決算日時点の工事の施工状況や実際の原価の発生額、あるいは顧客からの仕様変更指示に応じて見直しを行っております。

② 主要な仮定

工事は個別性が強く、基本的な仕様や作業内容が顧客の指図に基づいて行われることから、工事原価総額の見積りにあたっては個々の工事の特性を十分に織り込む必要があり、建設資材や労務の単価及び数量など、工事に対する専門的な知識と施工経験に基づく一定の仮定と判断が必要となります。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

工事は一般に長期にわたることから、建設資材単価や労務単価等の変動、工事の進行途上における工事契約の変更、悪天候による施工の遅延等により主要な仮定が変動する可能性があり、翌連結会計年度の連結計算書類に影響を及ぼす可能性があります。

② 舗装資材製造販売事業に係る固定資産の減損の見積り

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

		(単位：百万円)
		金額
舗装資材製造販売事業に係る有形固定資産		16,226
減損損失		287

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

減損損失の算定にあたっては、他の資産または資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位に拠って資産のグルーピングを行っております。

減損の兆候があると認められるアスファルトプラントについては、該当する資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較し、減損損失の認識の要否を判定しております。判定の結果、減損損失の認識が必要となった場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。なお、回収可能価額は正味売却価額又は使用価値により測定しております。

② 主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローの算出に用いた主要な仮定は、各アスファルトプラントの売上数量及び販売価格並びに原材料価格であります。売上数量、販売価格、原材料価格については、過去の実績や原材料価格の動向及び製品価格への転嫁の状況を考慮し設定しております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

売上数量、販売価格、原材料価格の動向等により主要な仮定が変動する可能性があり、回収可能価額が減少したときは、翌連結会計年度において減損損失が発生するリスクがあります。

II. 連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 25,679百万円

2. 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産	建物・構築物	1,362百万円
	土 地	491百万円
② 担保に係る債務	短期借入金	100百万円
	長期借入金	1,600百万円

3. 破産更生債権等と貸倒引当金の直接減額表示

債権の全額に貸倒引当金を設定している「破産更生債権等」については、当該引当金（当連結会計年度末457百万円）を債権から直接減額しております。

III. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び株式総数

普通株式 37,424,507株

2. 当連結会計年度の末日における自己株式の種類及び株式数

普通株式 815,440株

3. 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たりの配当額	基準日	効力発生日
2024年6月21日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,641百万円	45円00銭	2024年3月31日	2024年6月24日
2024年11月6日 取締役会	普通株式	利益剰余金	1,641百万円	45円00銭	2024年9月30日	2024年12月9日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

2025年6月24日開催予定の第76回定時株主総会において次のとおり付議します。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たりの配当額	基準日	効力発生日
2025年6月24日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,647百万円	45円00銭	2025年3月31日	2025年6月25日

IV. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形・完成工事未収入金等に係る顧客の信用リスクは、与信管理をもってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

短期借入金及び長期借入金の使途は運転資金及び設備投資資金であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額203百万円）は、「投資有価証券」には含めておりません。また、現金預金、受取手形・完成工事未収入金等、支払手形・工事未払金等、短期借入金は短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
投資有価証券	211	211	—
長期借入金	(1,700)	(1,700)	—

※負債に計上されているものについては（ ）で示しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
投資有価証券				
その他有価証券 株式	211	—	—	211

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	1,700	—	1,700

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

時価について、株式は取引所の価格を用いて評価しており、活発な市場で取引されていることからレベル1の時価に分類しております。

長期借入金

時価については、元利金の合計額を同様の新規借入金を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお、連結貸借対照表の「流動負債」の「短期借入金」に含めております「1年以内返済予定の長期借入金(100百万円)」は長期借入金として算定しております。

V. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,138円86銭
1株当たり当期純利益	106円46銭

VII. 収益認識に関する注記

(1) 収益の分解

分解した収益とセグメント収益の関連

主要な財、サービスによる収益の分解とセグメントの関連は以下のとおりであります。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

(単位：百万円)

	建設事業	舗装資材製造販売事業	その他	合 計
アスファルト舗装	59,818	—	—	59,818
コンクリート舗装	1,553	—	—	1,553
土木工事等	18,994	—	—	18,994
アスファルト合材	—	11,931	—	11,931
その他の製品(注)1	—	6,979	—	6,979
その他の他	—	—	14	14
顧客との契約から生じた収益	80,366	18,911	14	99,291
その他の源泉から生じた収益(注)2	—	—	67	67
外部顧客に対する売上高	80,366	18,911	81	99,358

(注) 1. その他の製品は、アスファルト乳剤、碎石等の販売の契約から認識した収益です。

(注) 2. その他の源泉から生じた収益は、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」に基づく賃貸収入によるものです。

(2) 契約残高

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の期首及び期末残高は次のとおりです。なお、連結貸借対照表上、顧客との契約から生じた債権及び契約資産は受取手形・完成工事未収入金等に、契約負債は未成工事受入金に含めております。

(単位：百万円)

	期首残高 (2024年4月1日)	期末残高 (2025年3月31日)
顧客との契約から生じた債権	22,950	26,897
契約資産	7,666	13,655
契約負債	641	797

契約資産は、連結会計年度末時点で顧客の支配する資産を創出しているがまだ請求していない作業に係る対価に対する当社グループの権利に関連するものです。契約資産は、対価に対する当社グループの権利が無条件になった時点で売上債権に振り替えられます。

契約負債は、連結会計年度末時点における財又はサービスを顧客に移転する当社グループの残存履行義務に対して、当社グループが顧客から対価を受け取ったもの又は対価を受け取る期限が到来しているものです。

当連結会計年度中に認識した収益のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていたものは、618百万円であります。

過去の期間に充足した履行義務から当連結会計年度に認識した収益は560百万円であります。

当連結会計年度の契約資産の増減は、主として工事の進捗に伴う収益認識（契約資産の増加）と売上債権への振替（契約資産の減少）によるものであります。

当連結会計年度の契約負債の増減は、主として前受金の受取り（契約負債の増加）と収益認識（契約負債の減少）によるものであります。

(3) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社が未充足の履行義務に配分した取引価格は以下の通りであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (2025年3月31日)	予想される充足見込み時期に関する説明
建設事業	39,905	概ね2025年度～2026年度以内に充足する見込みです。
合 計	39,905	

なお、当初に予定される契約期間が1年以内である舗装資材製造販売事業に係る履行義務等については、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報に含めておりません。

VII. その他の注記

(1) 減損損失に関する注記

以下の資産または資産グループについて減損損失を計上しております。

(単位：百万円)

用 途	種 類	場 所	金 額
事業用資産	建物・構築物 機械・運搬具・工具器具備品、土地	熊本県	97
事業用資産	建物・構築物 機械・運搬具・工具器具備品、土地	北海道	97
事業用資産	建物・構築物 機械・運搬具・工具器具備品、土地	東京都	75
事業用資産	建物・構築物 機械・運搬具・工具器具備品	愛知県	10
事業用資産	建物・構築物 機械・運搬具・工具器具備品	愛媛県	5
事業用資産	建物・構築物	ミャンマー連邦共和国	1
合 計	—	—	287

当社グループは、他の資産または資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位に拠って資産のグルーピングを行っています。当連結会計年度において収益性が著しく低下した資産または資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額287百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

その内訳は、建物・構築物87百万円、機械・運搬具・工具器具備品132百万円、土地67百万円であります。

なお、当該資産または資産グループの回収可能価額は、正味売却価額又は使用価値により測定しております。

(2) 財務制限条項に関する注記

当社は2020年12月に株式会社三菱UFJ銀行をアレンジャーとするシンジケートローン契約を締結しております（当連結会計年度末現在の借入残高5,000百万円）。

当該シンジケートローン契約には、以下の財務制限条項が付されております。

- ① 2021年3月期以降の各決算期の期末日の貸借対照表及び連結貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期または2020年3月期の期末日の貸借対照表及び連結貸借対照表における純資産の部の金額のいずれか大きい方の75%以上にそれぞれ維持すること。
- ② 2020年3月期以降の損益計算書及び連結損益計算書において、2期連続して経常損失を計上しないこと。
- ③ 2020年3月期以降の損益計算書及び連結損益計算書において、2期連続して当期純損失を計上しないこと。
- ④ 2021年3月期以降の連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書に係るトータル・カバレッジ・レシオを15.0以下にそれぞれ維持すること。

なお、上記、財務制限条項については、会計基準の変更があった場合には、当該変更による影響について全当事者で協議することとなっております。

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

科 目	金額	科 目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	49,085	流動負債	38,819
現金預金	6,805	支払手形	3,053
受取手形	785	電子記録債権	4,870
電子記録債権	864	工事未払金	10,948
完成工事未収入金	31,133	買掛金	4,152
売掛金	6,754	短期借入金	8,185
未成工事支出金	34	未払法人税等	1,210
材料貯蔵品	337	未成工事受入金	698
短期貸付金	15	完成工事補償引当金	127
未収入金	1,935	工事損失引当金	28
ファクタリング債権	44	賞与引当金	1,528
その他の	375	営業外支払手形	156
固定資産	30,276	その他の	3,859
有形固定資産	24,349	固定負債	4,460
建物・構築物	7,113	長期借入金	1,600
機械・運搬具	2,807	退職給付引当金	2,778
工具器具・備品	197	その他の	81
土地	14,229	負債合計	43,279
建設仮勘定	1	(純資産の部)	
無形固定資産	149	株主資本	35,973
投資のその他の資産	5,777	資本金	2,000
投資有価証券	348	資本剰余金	623
関係会社株式	1,782	資本準備金	500
繰延税金資産	1,181	その他資本剰余金	123
前払年金費用	2,148	利益剰余金	34,021
その他の	454	その他利益剰余金	34,021
貸倒引当金	△137	繰越利益剰余金	34,021
資産合計	79,362	自己株式	△671
		評価・換算差額等	108
		その他有価証券評価差額金	108
		純資産合計	36,082
		負債純資産合計	79,362

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2024年4月1日から)
(2025年3月31日まで)

科 目		金 額	
		百万円	百万円
売 完 製 壳	上 成 品	高 75,118	94,511
	工 売 原	高 19,393	
売 完 製 壳	上 成 品	高 65,959	83,654
	工 売 原	高 17,694	
売 完 製 壳	上 成 品	高 9,159	10,857
	工 売 原	高 1,698	5,610
販 売 営	費 及 一 業 外 取	益 5,247	
	取 取 替 の	益 11	
	業 外 払	益 8	
	支 払 シ ン ジ ケ 係	益 23	
	支 保 一 ト 会 社	益 31	
	支 保 口 債 の	益 21	95
營 営 経 そ 関 そ	業 外 費 用	他 息 金 料 益	
	外 払 利 証	他 息 料 用 損	
	シ ン ジ ケ 一 ト 会 社	他 成 放 組 織	
	ジ ケ 一 ト 会 社	他 番 放 組 織	
特 固 定 關 減 稅 法	常 別 利 損	他 他 損 益	149
	固 定 資 本 關 減 稅 法	失 売 除 損	
	定 資 產 倒 引	却 却 入	
固 定 關 減 稅 法	資 產 損	損 損 額	5,194
	資 產 損	失 益	
人 期	前 当 期 純 利	益 稅 額	
人 期	税 住 民 稅 及 調	益 稅 額	402
法 法	人 税 等 稅 調 整	益 稅 額	4,791
當 期	純 利	益 稅 額	1,631
		△328	△328
			3,488

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から)
(2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	
		資本準備金	そ の 他 資本剩余金	資本剩余金 合 計	その他利益 剩 余 金	利 益 剰 余 金 合 計
当期首残高	2,000	500	12	512	33,815	33,815
事業年度中の変動額						
剰余金の配当					△3,283	△3,283
当期純利益					3,488	3,488
自己株式の取得			111	111		
自己株式の処分						
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)						
事業年度中の変動額合計	—	—	111	111	205	205
当期末残高	2,000	500	123	623	34,021	34,021

	株 主 資 本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己 株 式	株主資本合計	その他有価証券	評価・換算 評価差額金	
当期首残高	△786	35,540	82	82	35,623
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△3,283			△3,283
当期純利益		3,488			3,488
自己株式の取得	△0	△0			△0
自己株式の処分	116	227			227
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)			26	26	26
事業年度中の変動額合計	115	432	26	26	459
当期末残高	△671	35,973	108	108	36,082

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式…移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの…時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等…移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

未完工事支出金

個別法による原価法

材料貯蔵品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(3) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産の減価償却の方法は、定率法によっております。ただし、1998年4月1日以後の新規取得の建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物・構築物…7～50年

機械・運搬具…5～7年

工具器具・備品…5～20年

- ② 無形固定資産の減価償却の方法は、定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウエアの減価償却の方法は、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

- ③ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金は、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 完成工事補償引当金は、完成工事の契約不適合責任の履行の追完に係る費用等に充てるため、当事業年度及び過年度の実績率を基礎に将来の支出見込みを勘案して計上しております。
- ③ 工事損失引当金は、工事受注契約に係る将来の損失に備えるため、当期末における工事受注契約に係る損失見込額を計上しております。
- ④ 賞与引当金は、当期の負担すべき支給見込額を計上しております。
- ⑤ 退職給付引当金及び前払年金費用は、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。また、退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額の期間帰属方法は、期間定額基準を採用しております。
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法によりそれぞれ翌期から費用処理しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社は、「収益認識に関する会計基準（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下、「収益認識会計基準」という。）」及び「収益認識に関する会計基準の適用指針（企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日）」を適用しております。

当社は、主要な事業として建設事業及び舗装資材製造販売事業を行っております。各事業における履行義務の内容は次のとおりです。

建設事業

舗装、土木その他建設工事全般に関する事業を行っており、顧客との工事請負契約に基づき、建設工事を行う義務を負っております。当該工事請負契約においては、当社が工事を進めるにつれて、物件の価値が増加し、顧客が当該資産を支配することから、当該履行義務は一定期間にわたり充足される履行義務であり、契約期間にわたる工事の進捗に応じて充足されるものであります。このため、建設工事等における履行義務の充足に係る進捗度の測定は、工事の総原価見積額に対する各報告期間の期末日までの発生原価の割合に基づいて行っております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができない工事契約について、発生する原価を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。取引価格は工事請負契約により決定され、対価は契約に定められた時期に段階的に受領しております。なお、対価の金額に重要な金融要素は含まれおりません。また、対価の金額が変動しうる重要な変動対価はありません。

舗装資材製造販売事業

アスファルト合材、その他建設用材料の製造及び販売を行っており、顧客との売買契約に基づき、商品を引き渡す義務を負っております。当該履行義務は、商品が引き渡される一時点で充足されるものであり、当該引き渡し時点において収益を認識しております。取引価格は顧客との契約により決定しており、当該契約に基づき受領しております。なお、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。また、対価の金額が変動しうる重要な変動対価はありません。

(6) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

当社が他社との共同企業体として実施している工事やアスファルトプラントに関しては、自社の持分割合に応じた会計処理を行っております。

(7) 重要な会計上の見積り

① 一定の期間にわたり履行義務を充足し認識する収益における工事原価総額の見積り

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

一定の期間にわたり履行義務を充足し認識する収益 75,015百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

一定の期間にわたり履行義務を充足し認識する収益は、工事進捗度に基づき測定され、進捗度は工事の総原価見積額に対する事業年度末までの発生原価の割合に基づき算定しております。

工事の総原価見積額は、社内で承認された標準単価や外部から入手した見積書など客観的な価格により詳細に積上げて計算を行い、決算日時点の工事の施工状況や実際の原価の発生額、あるいは顧客からの仕様変更指示に応じて見直しを行っております。

② 主要な仮定

工事は個別性が強く、基本的な仕様や作業内容が顧客の指図に基づいて行われることから、工事原価総額の見積りにあたっては個々の工事の特性を十分に織り込む必要があり、建設資材や労務の単価及び数量など、工事に対する専門的な知識と施工経験に基づく一定の仮定と判断が必要となります。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

工事は一般に長期にわたることから、建設資材単価や労務単価等の変動、工事の進行途上における工事契約の変更、悪天候による施工の遅延等により主要な仮定が変動する可能性があり、翌事業年度の計算書類に影響を及ぼす可能性があります。

② 舗装資材製造販売事業に係る固定資産の減損の見積り

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	金額
舗装資材製造販売事業に係る有形固定資産	16,226
減損損失	286

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

減損損失の算定にあたっては、他の資産または資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位に拠って資産のグループピングを行っております。

減損の兆候があると認められるアスファルトプラントについては、該当する資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較し、減損損失の認識の要否を判定しております。判定の結果、減損損失の認識が必要となつた場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。なお、回収可能価額は正味売却価額又は使用価値により測定しております。

② 主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローの算出に用いた主要な仮定は、各アスファルトプラントの売上数量及び販売価格並びに原材料価格であります。売上数量、販売価格、原材料価格については、過去の実績や原材料価格の動向及び製品価格への転嫁の状況を考慮し設定しております。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

売上数量、販売価格、原材料価格の動向等により主要な仮定が変動する可能性があり、回収可能価額が減少したときは、翌事業年度において減損損失が発生するリスクがあります。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 23,660百万円

(2) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産	建物・構築物	1,362百万円
	土 地	491百万円
② 担保に係る債務	短期借入金	100百万円
	長期借入金	1,600百万円

(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

① 短期金銭債権	1,759百万円
② 長期金銭債権	88百万円
③ 短期金銭債務	3,340百万円

(4) 破産更生債権等と貸倒引当金の直接減額表示

債権の全額に貸倒引当金を設定している「破産更生債権等」については、当該引当金（当事業年度末457百万円）を債権から直接減額しております。

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 営業取引による取引高	
売上高	2,779百万円
仕入高	1,550百万円
② 営業取引以外の取引による取引高	44百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 815,440株

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金	187百万円
退職給付引当金	873百万円
ゴルフ会員権評価損	133百万円
減損損失	739百万円
賞与引当金	468百万円
減価償却超過額	514百万円
関係会社株式評価損	382百万円
関係会社株式投資簿価修正	784百万円
その他	410百万円
繰延税金資産小計	4,494百万円
評価性引当額	△2,619百万円
繰延税金資産合計	1,874百万円
繰延税金負債	
前払年金費用等	692百万円
繰延税金負債合計	692百万円
繰延税金資産純額	1,181百万円

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後開始する事業年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.62%から31.52%に変更して計算しております。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

6. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
その他の関係会社	東急建設(株)	(被所有) 直接24.5%	役員の兼任工事の請負	完成工事高	1,065	電子記録債権 完成工事未収入金	173 343

取引条件及び取引条件の決定方針等

- ① 工事の請負については、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。
- ② 上記取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(2) 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	新世紀工業(株)	(所有) 直接100.0%	役員の兼任舗装資材の販売	製品売上高	877	売掛金	1,007

取引条件及び取引条件の決定方針等

- ① 舗装資材の販売については、市場価格、総原価等を勘案した上で販売単価を決定しております。
- ② 上記取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

7. 1株当たり情報に関する注記

① 1株当たり純資産額	985円61銭
② 1株当たり当期純利益	95円53銭

8. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

9. その他の注記

(1) 減損損失に関する注記

以下の資産または資産グループについて減損損失を計上しております。

(単位：百万円)

用 途	種 類	場 所	金 額
事業用資産	建物・構築物 機械・運搬具、工具器具・備品、土地	熊本県	97
事業用資産	建物・構築物 機械・運搬具、工具器具・備品、土地	北海道	97
事業用資産	建物・構築物 機械・運搬具、工具器具・備品、土地	東京都	75
事業用資産	建物・構築物 機械・運搬具、工具器具・備品	愛知県	10
事業用資産	建物・構築物 機械・運搬具、工具器具・備品	愛媛県	5
合 計	—	—	286

当社は、他の資産または資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位に拠って資産のグルーピングを行っています。当事業年度において収益性が著しく低下した資産または資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額286百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

その内訳は、建物・構築物86百万円、機械・運搬具128百万円、工具器具・備品3百万円、土地67百万円であります。

なお、当該資産または資産グループの回収可能価額は、正味売却価額又は使用価値により測定しております。

(2) 財務制限条項に関する注記

当社は2020年12月に株式会社三菱UFJ銀行をアレンジャーとするシンジケートローン契約を締結しております（当事業年度末現在の借入残高5,000百万円）。

当該シンジケートローン契約には、以下の財務制限条項が付されております。

- ① 2021年3月期以降の各決算期の期末日の貸借対照表及び連結貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期または2020年3月期の期末日の貸借対照表及び連結貸借対照表における純資産の部の金額のいずれか大きい方の75%以上にそれぞれ維持すること。
- ② 2020年3月期以降の損益計算書及び連結損益計算書において、2期連続して経常損失を計上しないこと。
- ③ 2020年3月期以降の損益計算書及び連結損益計算書において、2期連続して当期純損失を計上しないこと。
- ④ 2021年3月期以降の連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書に係るトータル・カバレッジ・レシオを15.0以下にそれぞれ維持すること。

なお、上記、財務制限条項については、会計基準の変更があった場合には、当該変更による影響について全当事者で協議することとなっております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月19日

世紀東急工業株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中川政人
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 中村 崇
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、世紀東急工業株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、世紀東急工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月19日

世紀東急工業株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中川政人

業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中村崇

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、世紀東急工業株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第76期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第76期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、法令順守の一層の徹底および内部統制の強化・充実の確認を特に重要な監査項目として設定し、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われるることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、事業報告に記載の「業務の適正を確保するための体制の運用状況」につきまして、監査役会といたしましては、独占禁止法を含むコンプライアンスの徹底と再発防止に向けた諸施策が実施されていることを確認しております。
- (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2025年5月20日

世紀東急工業株式会社 監査役会

常勤監査役	小出 正幸	㊞
常勤監査役（社外監査役）	大槻恒久	㊞
監査役（社外監査役）	齋藤洋一	㊞
監査役（社外監査役）	小野行雄	㊞

以 上

■株主総会会場ご案内図



芝パークホテル 2階 ローズ

東京都港区芝公園一丁目5番10号

交通のご案内

- JR浜松町駅（北口）・モノレール浜松町駅（中央口）より徒歩8分
- 都営地下鉄三田線御成門駅（A2出口）より徒歩2分
- 都営地下鉄浅草線・大江戸線大門駅（A6出口）より徒歩4分

お願い：お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席の株主様への「お土産」
はございません。
何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。